

「高齢者雇用確保措置の実施義務化への対応」に関する確認書

国立大学法人名古屋工業大学（以下、大学という）は名古屋工業大学職員組合（以下、組合という）にたいして、高齢者雇用確保措置として、「継続雇用制度の導入」を図る旨の説明をした。

この制度の導入に当たり、平成 18 年度に講じる措置として、大学は事項を挙げた。

- (1) 措置：希望する職員全員を 63 歳まで継続雇用
- (2) 対象者：一般職員（事務職員、教務職員、技術職員、医療技術職員、技能職員）パートタイマー
- (3) 雇用形態：パートタイマー（週 30 時間以下の勤務）
- (4) 給与、業務内容の方針については、平成 18 年度中に決定する。

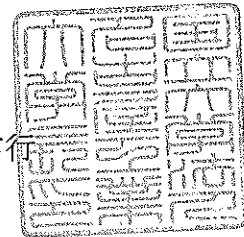
大学と組合は、(3) の雇用形態の在り方について、パートタイマーの形態に限定せずに、多様な雇用形態を含めて今後協議することを確認した。

高齢者雇用確保措置の実施義務化時期が 4 月 1 日であることに鑑み、組合は「名古屋工業大学就業規則」および「名古屋工業大学パートタイマー就業規則」の一部の改正を暫定的に認め、雇用形態が確定した時点で、就業規則全般について関連事項を見直すことを大学と組合は確認した。

項目 (4) については、「給与、職名、業務内容などの方針については、平成 18 年度中に決定する。」と修正し、雇用形態と並行して協議することを確認した。

平成 18 年 3 月 31 日

国立大学法人名古屋工業大学長 松井 信行



名古屋工業大学職員組合執行委員長 坂本

